

平成 29 年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 22 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は、問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の右上の所定欄に貼付してください。1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙の散逸や紛失等を防ぐため、答案用紙の左上をホッチキスで留めてありますので、外さずそのままの状態で作成してください。答案作成に当たっては、答案用紙のホッチキス留め部分を折り曲げても差し支えありませんが、ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。
- 14 問題に関する質問には、一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- 18 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

平成29年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ
時 間 2時間}

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の **問 1** ~ **問 4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び法人税法 132 条の 2 の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社、B社及びC社は全て、物品販売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成28年4月1日に開始するものを平成28事業年度というように表記する。A社はB社の発行済株式の100%を、B社はC社の発行済株式の100%をそれぞれ保有している。A社の資本金の額は10億円、B社の資本金の額は2億円、C社の資本金の額は5,000万円である。Pは、B社の代表取締役である。

A社は、平成26事業年度に、売掛金の貸倒れによる損失の見込額を損金経理により、貸倒引当金勘定に繰り入れた(事実①)。

平成27年6月3日、B社は保有するC社の株式の全てをA社に配当した(事実②)。

平成28年3月31日、A社はB社を吸収合併し、B社が保有する全ての資産等はA社に移転した(事実③)。なお、この吸収合併について、対価としての株式その他の資産の交付は一切なかった(無対価合併)。

Pは、出生以降日本に住所を有していたが、平成28年3月31日に全ての役職から退任し、平成28年4月1日にオーストラリアに永住するため国外転出した。Pの国外転出時点での所有財産は、預金1億円及び有価証券たる上場株式(取得価額4,000万円、国外転出時の時価3億円)であった(事実④)。

問 1 事実①について、A社の平成26事業年度の法人税の確定申告上、A社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実②について、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、B社によるC社の株式の配当は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 3 事実③について、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、吸収合併によるB社からA社への資産等の移転は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実④について、Pが納税管理人の届出をしないで国外転出をした日以後に平成28年分の所得税の確定申告書を提出する場合、Pの所有財産のうち上記上場株式は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

平成29年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

A社及びB社は、いずれもサービス業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社は、B社の発行済株式の100%を保有している。A社の資本金の額は6億円、B社の資本金の額は1,000万円である。C社は、建設業等を営む外国法人たる株式会社である。A社、B社及びC社は、いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成28年4月1日に開始するものを平成28事業年度というように表記する。Pは、日本国内に住所を有する個人である。

平成26事業年度におけるB社の所得の金額は900万円であった。

平成28年4月10日から同年12月10日までの間、C社は、日本国内において作業場を設け、建設作業を行った。

A社の代表取締役であったPは、平成27年5月31日に完全に退職をし、それ以降年金生活に入った。上記退職時において、Pは、A社より退職金4,000万円を受領した。

Pの平成28年分の総所得金額は300万円であった。そして、Pは、平成28年中に医師の診療を受け、その対価として120万円(通常必要であると認められるもの)を請求された。平成28年12月20日に、Pは、その請求額のうち80万円を支払い、残りの40万円は平成29年1月20日に支払った。なお、Pが支払った120万円のうち、保険金等で補てんされる部分はなかった。

平成29年3月3日、Pは、電気通信回線を介して、C社が発行する建設に関する電子書籍の配信を受け(自身のパソコンにダウンロード)、その対価として200万円をC社に支払った。

問い 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

- ① B社の資本金の額は1億円以下であるから、平成26事業年度のB社の所得の金額のうち、800万円以下の金額については、法人税法上の軽減税率の適用がある。
- ② C社の上記作業場は、法人税法上、恒久的施設に該当しない。
- ③ Pが受領した退職金は、所得税法に規定する課税標準としては「総所得金額」に含まれる。
- ④ Pは、支払った120万円のうち110万円を、平成28年分の所得税の確定申告上、Pのその年分の総所得金額から控除することができる。
- ⑤ 平成29年3月3日のPとC社との間の取引について、C社は消費税の納税義務を負う。

平成29年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第1問とあわせ
時 間 2時間}

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的注意事項

1. 特に指示されているものを除き、各設問における納税者の当期(個人においては平成28年分)の納税額が、最も少なくなるように計算しなさい。
2. 答案用紙中 XXX, XXX, XXX の金額は各自で求め、解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。
3. 端数処理は答案用紙に指示があるものを除き、1円未満の端数を切り捨てなさい。
4. **問題 1** **問 1** 及び **問 2** について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。

問題 1

問 1 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という。)の当期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)における納付すべき法人税額を、次の[資料] 1.～9.に基づき、答案用紙に従って計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、食料品の製造販売を事業とする非上場会社であり、有価証券報告書は提出していない。
- (2) 当社は、当期の期間を通じて同族会社に該当しない。
- (3) 当社の当期末の資本金は、500,000,000円である。
- (4) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜きの金額である。
- (5) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税の合計金額である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。

平成29年論文式租税法

平成29年論文式租税法

2. 租税公課に関する事項

当期の未払法人税等の増減は、下表のとおりである。なお、表の摘要欄の番号は、以下の説明文の番号を示している。

日付	増減理由等	金額	摘要
平成28年4月1日	当期首残高	131,000,000円	/
平成28年5月31日	前期分確定申告税額の納付による減少	△127,900,000円	(1)
平成28年9月26日	前期分修正申告税額の納付による減少	△2,637,000円	(2)
平成28年9月30日	中間決算での未払法人税等の計上	122,000,000円	(3)
平成28年11月30日	中間申告税額の納付による減少	△105,500,000円	(3)
平成29年3月31日	本決算での未払法人税等の計上	128,037,000円	(4)
平成29年3月31日	当期末残高	145,000,000円	/

(1) 平成28年5月31日に、前期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)分の確定申告税額127,900,000円(法人税及び地方法人税91,600,000円、住民税13,800,000円、事業税等22,500,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 127,900,000円 (貸方) 現金預金 127,900,000円

(2) 前期分の確定申告に関して税務調査があり、その結果、平成28年9月26日に、法人税、地方法人税、住民税及び事業税等の修正申告書を提出し、修正申告税額2,637,000円(法人税及び地方法人税1,954,000円、住民税299,000円、事業税等384,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 2,637,000円 (貸方) 現金預金 2,637,000円

また、この修正申告に関連して、附帯税等215,000円(過少申告加算税195,000円、延滞税13,000円、利子税2,000円、納期限の延長に係るもの以外の延滞金4,000円、納期限の延長に係る延滞金1,000円)を納付し、次の会計処理により費用計上した。

(借方) 租税公課 215,000円 (貸方) 現金預金 215,000円

(3) 当社は、経営管理の目的で中間決算を行っており、中間決算日である平成28年9月30日に、次の会計処理により、上半期の利益等に対応する税額122,000,000円(法人税及び地方法人税87,300,000円、住民税13,200,000円、事業税等21,500,000円)を費用計上し、同額を未払法人税等として計上した。

(借方) 法人税等 113,500,000円 (貸方) 未払法人税等 122,000,000円
租税公課 8,500,000円

また、平成28年11月30日に、当期の中間申告により、105,500,000円(法人税及び地方法人税75,500,000円、住民税11,400,000円、事業税等18,600,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 105,500,000円 (貸方) 現金預金 105,500,000円

- (4) 本決算において、未払法人税等の残高を当期の確定申告による概算納付見込額 145,000,000 円(法人税及び地方法人税 103,800,000 円, 住民税 15,700,000 円, 事業税等 25,500,000 円)に合わせるために、次の会計処理により、128,037,000 円を費用計上し、同額を未払法人税等に計上した。

(借方) 法人税等	119,137,000 円	(貸方) 未払法人税等	128,037,000 円
租税公課	8,900,000 円		

- (5) 当社は税効果会計を適用しており、当期末に次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等調整額	1,200,000 円	(貸方) 繰延税金資産	1,200,000 円
(借方) 投資有価証券	4,000,000 円	(貸方) その他有価証券 評価差額金	2,720,000 円
		繰延税金負債	1,280,000 円

3. 前期分の修正申告に関する事項

平成 28 年 9 月 26 日に提出した修正申告書における主な修正事項及びこれに関する当期の会計処理は以下のとおりである。なお、以下の項目は、修正申告において、適法に、かつ、修正申告税額が最も少なくなるように申告調整が行われている。

- (1) 平成 28 年 3 月 30 日に、当社の仕入先から得意先へ直送した製品(販売金額 12,000,000 円, 仕入金額 8,550,000 円)の売上及び仕入の計上が前期の決算で漏れていたため、修正申告を行った。

なお、上記の製品については、会計上、平成 28 年 4 月 4 日に売上及び仕入に計上されている。

- (2) 平成 27 年 4 月 20 日に、機械装置について修理改良を行い、3,000,000 円を支出した。当社は、この修理改良費を修繕費として費用処理していたが、税務調査で資本的支出に該当するとの指摘を受け、検討の結果、その指摘を受け入れ、資本的支出に該当するものとして、修正申告を行った。修正申告では、法定耐用年数が 10 年の機械装置を新規に取得したものとして、所得金額の計算を行っている。この修理改良部分は、平成 27 年 4 月 20 日に事業の用に供している。

なお、この取引に関して、当期において何ら会計処理を行っていない。

当社は、設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。償却率等は「5. 減価償却に関する事項」(2)を参照のこと。

- (3) 前期に会議費として費用処理し、税務上の交際費等として取り扱っていなかった費用の中に、金額が 1 人当たり 5,000 円を超える接待飲食費の合計 2,600,000 円が含まれていたため、これを税務上の交際費等を含めて修正申告を行った。

なお、この会議費に関して、当期において何ら会計処理を行っていない。

平成29年論文式租税法

4. 受取利息及び受取配当金等に関する事項

(1) 当期の受取利息及び受取配当金等の内訳は、下表のとおりである。損益計算書上、下表の「収益金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉徴収税額」を法人税等に計上している。なお、源泉徴収税額は所得税額及び復興特別所得税額の合計である。

銘柄等	区分	収益金額	源泉徴収税額	備考
A社株式	剰余金の配当	5,000,000円	1,021,000円	(注1)
B社株式	剰余金の配当	3,000,000円	612,600円	(注2)
C社社債	利子	242,000円	55,746円	(注3)
銀行預金	利子	1,000,000円	153,150円	
合計		9,242,000円	1,842,496円	

(注1) A社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日は平成28年12月31日で、配当の計算期間は平成28年1月1日から平成28年12月31日までである。当社は、A社株式の発行済株式総数の70%を平成28年1月1日以前より保有しており、平成28年2月10日に、Z社との間での売買取引により、発行済株式総数の30%を取得し、A社株式の全株を保有することとなった。

(注2) B社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日は平成28年3月31日で、配当の計算期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。当社は、平成27年7月10日にB社株式の発行済株式総数の3%を取得し、また、平成28年3月10日にB社株式の発行済株式総数の3%を取得し、その後、平成28年4月20日にB社株式の全部(発行済株式総数の6%)を売却した。

(注3) C社社債は、以下の内容の普通社債である。

- ・額面金額(償還金額)：40,000,000円
- ・償還日：平成32年3月31日
- ・利率：年1.825%
- ・利払日：毎年3月31日及び9月30日

当社は、W社との間での売買取引により、C社社債を平成28年12月1日に取得した。購入価額は39,000,000円で、そのほかに、経過利子相当額122,000円を支払い、経過利子は取得価額に含めない方法を採用し、取得時に次の会計処理を行った。

(借方) 投資有価証券 39,000,000円 (貸方) 現金預金 39,122,000円
 前払金 122,000円

平成29年3月31日、社債利息308,254円(利息の収入金額364,000円から源泉徴収税額55,746円を差し引かれた金額)を受け取り、以下の会計処理を行った。なお、受取利息計上額は、利息の収入金額364,000円と経過利子相当額122,000円との相殺後の金額である。

(借方) 現金預金 308,254円 (貸方) 受取利息 242,000円
 法人税等 55,746円 前払金 122,000円

平成29年論文式租税法

- (2) 受取配当等の益金不算入額の計算において、関連法人株式等に係る配当等に該当するものがある場合、その配当等から控除する負債利子の金額は100,000円とする。
- (3) 法人税額から控除する所得税額の計算において、元本所有期間割合及び簡便計算による元本所有割合は、小数点以下3位未満の端数を切り上げる。

5. 減価償却に関する事項

(1) 当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは以下のとおりである。当社は、設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。なお、平成28年3月31日以前に取得した資産について、償却方法の変更は行わない。また、既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合、法人税法施行令第55条第1項に基づき、その資本的支出の額を取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数が同じ減価償却資産を新たに取得したものととして償却限度額を計算するものとする。

- ① 平成28年10月24日に、機械装置D(法定耐用年数10年)の部品を特に品質の高いものへ取り替え、取替費用として900,000円を支出したが、通常取替えに要する費用は650,000円である。取り替えた部品は、取替日に事業の用に供しており、当社は、取替費用の全額を修繕費として費用処理した。なお、取替えの対象となった既存資産の減価償却については考慮する必要はない。
- ② 平成25年に取得した器具備品E(法定耐用年数8年、取得価額1,000,000円、期首帳簿価額200,000円、前期から繰り越された償却超過額221,000円)について、当期に減価償却費を50,000円計上した。
- ③ 平成22年に取得した建物附属設備F(法定耐用年数15年、取得価額5,000,000円、期首帳簿価額1,670,000円、前期から繰り越された償却超過額はない。)について、当期に減価償却費を200,000円計上した。また、この建物附属設備に対して平成28年7月12日に改良を行い、1,500,000円を支出し、改良部分は改良日に事業の用に供した。この改良費は税法上の資本的支出に該当するため、1,500,000円を建物附属設備に計上し、当期に250,000円の減価償却費を計上した。
- ④ 当社は、従来から、取得価額が10万円以上で20万円未満の減価償却資産について、事業の用に供した年度に取得価額の全額を消耗品費として費用処理しており、法人税法における一括償却資産の損金算入の規定を適用している。当期に事業の用に供した取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産は合計で3,300,000円であり、その取得価額の全額を費用処理した。前期以前に、同様の方法により、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産で、事業の用に供した年度に取得価額の全額を費用処理した金額は、下表のとおりである。なお、この会計処理について、前期以前に適法に申告調整がなされている。

事業年度	金額
平成26年3月期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	2,700,000円
平成27年3月期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	3,030,000円
平成28年3月期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	2,460,000円

7. 有価証券の期末評価に関する事項

有価証券の期末評価に関して、申告調整の検討を要するものは以下のとおりである。

- (1) 平成29年3月24日に取得価額50,300,000円で取得したH社株式は、売買目的有価証券であり、短期売買目的で取得したのものとして、取得日に売買目的有価証券の勘定科目により他の有価証券と区分した。当期末におけるH社株式の時価は49,000,000円であるが、一時的な株価の下落であり、すぐに株価は回復し、平成29年4月7日に、売却金額51,000,000円で売却している。当社は、当期末の貸借対照表上、H社株式を取得価額の50,300,000円で計上している。なお、平成29年3月31日は、H社株式に係る剰余金の配当の基準日ではない。
- (2) 「4. 受取利息及び受取配当金等に関する事項」に記載のC社社債の当期末の貸借対照表計上額は、取得価額の39,000,000円である。なお、C社社債は売買目的有価証券に該当しない。償還有価証券の調整差損益の計算が必要な場合、調整差損益の計算は月数によるものとする。

8. 役員給与に関する事項

以下の(1)及び(2)に記載した役員給与は、損益計算書上、販売費及び一般管理費として計上している。

- (1) 当期に専務取締役Xに支給した月々の報酬は、平成28年4月から同年6月までが月額120万円、平成28年7月から平成29年3月までが月額140万円であり、Xの担当部門の業績が好調なため、平成28年6月27日開催の定時株主総会後の取締役会で月額20万円の増額を決議したものである。また、当期に常務取締役Yに支給した月々の報酬は、平成28年4月から同年6月までが月額110万円、平成28年7月から平成29年3月までが月額100万円であり、Yの担当部門の業績が芳しくなかったため、平成28年6月27日開催の定時株主総会後の取締役会で月額10万円の減額を決議したものである。なお、平成28年6月までの報酬額であるXに対する月額120万円及びYに対する月額110万円については、平成27年6月29日開催の定時株主総会後の取締役会で決議されていたものである。
- (2) 平成27年6月29日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月4日及び平成28年6月10日に、専務取締役Xに対して各々300万円の賞与を、常務取締役Yに対して各々250万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。また、平成28年6月27日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月8日及び平成29年6月9日に、専務取締役Xに対して各々320万円の賞与を、常務取締役Yに対して各々240万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。

当社の実際の賞与の支給状況は以下のとおりである。

専務取締役Xに対して、平成27年12月4日に300万円、平成28年6月10日に300万円、平成28年12月8日に320万円をそれぞれ支給した。また、常務取締役Yに対して、平成27年12月4日に200万円、平成28年6月10日に250万円、平成28年12月8日に240万円をそれぞれ支給した。

9. 資産の廃棄に関する事項

(1) 過剰生産により売れ残った製品 J (帳簿価額 4,500,000 円) について、当期末に次の会計処理により帳簿価額を損失計上した。当社は、棚卸資産の評価方法選定の届出は行っていない。

(借方) 製品廃棄損 4,500,000 円 (貸方) 製品 4,500,000 円

なお、当社は、製品 J の販売方法を検討していたが、その方法が見出せなかったため、平成 29 年 4 月 20 日に現物の廃棄処分を行った。

(2) 当期に使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる機械装置 K (取得価額 55,000,000 円、減価償却累計額 46,500,000 円、前期から繰り越された償却超過額はない。) について、当期末に次の会計処理により帳簿価額を損失計上した。この機械の処分可能見込価額(スクラップ・バリュー)は 0 円である。

(借方) 機械装置除却損 8,500,000 円 (貸方) 機械装置 55,000,000 円
減価償却累計額 46,500,000 円

機械装置 K の処分には、特殊な廃棄方法が必要なため、当期末までに現物の廃棄処分ができなかった。そこで、廃棄処分業者から処分費用の見積書を購入し、処分費用の見積額である 3,600,000 円を、当期末に次の会計処理により損失計上した。

(借方) 機械装置除却損 3,600,000 円 (貸方) 未払金 3,600,000 円

なお、平成 29 年 5 月 15 日に、機械装置 K の現物の廃棄処分が行われ、実際の処分費用は 3,600,000 円であった。

問 2 親会社である A 社とその子会社である B 社及び C 社は、いずれも完全支配関係のある国内に本社を置く株式会社であり、各社の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

A 社の平成 29 年 3 月期(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)及び平成 30 年 3 月期(自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日)において、次の[資料]に基づき、各事業年度の所得の金額の計算に関して、申告調整すべき金額を計算しなさい。

なお、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。

[資料]

(1) A社は、平成28年4月1日に帳簿価額50,000,000円(時価30,000,000円)の機械装置をB社に32,400,000円で譲渡した。また、A社は、平成28年6月1日に帳簿価額20,000,000円(時価160,000,000円)の土地を160,000,000円でB社に譲渡した。A社及びB社は次のとおり会計処理を行った。

・A社の会計処理

平成28年4月1日

(借方) 現金預金	32,400,000円	(貸方) 機械装置	50,000,000円
固定資産売却損	20,000,000円	仮受消費税等	2,400,000円

平成28年6月1日

(借方) 現金預金	160,000,000円	(貸方) 土地	20,000,000円
		固定資産売却益	140,000,000円

・B社の会計処理

平成28年4月1日

(借方) 機械装置	30,000,000円	(貸方) 現金預金	32,400,000円
仮払消費税等	2,400,000円		

平成28年6月1日

(借方) 土地	160,000,000円	(貸方) 現金預金	160,000,000円
---------	--------------	-----------	--------------

(2) B社は、平成29年3月期において機械装置の減価償却費として償却限度額どおりの金額6,000,000円を損金算入し、その旨をA社に通知した。なお、B社の減価償却時において、A社は、譲渡損益調整資産に係る譲渡損益計上額の処理について簡便法の適用はしない。B社は、次のとおり会計処理を行った。

・B社の会計処理

平成29年3月31日

(借方) 減価償却費	6,000,000円	(貸方) 機械装置	6,000,000円
------------	------------	-----------	------------

(3) B社は、A社から購入した土地を平成29年6月1日にC社に時価の160,000,000円で譲渡し、その旨をA社に通知した。B社は、次のとおり会計処理を行った。

・B社の会計処理

平成29年6月1日

(借方) 現金預金	160,000,000円	(貸方) 土地	160,000,000円
-----------	--------------	---------	--------------

平成29年論文式租税法

問 3 D株式会社(以下、「D社」という。)の第7期における欠損金の控除額及び第8期に繰り越される欠損金額を、以下の[資料]に基づき計算しなさい。

D社の資本金額は、40,000,000円であり、D社の株主は全て個人株主である。

また、D社は設立以来継続して青色申告書を提出しており、第6期までに生じた欠損金額は、法人税法第57条に基づき損金の額に算入可能なものであり、これまでに欠損金の繰戻しによる還付の請求は行っていない。

[資料]

期	事業年度	欠損金の控除前の所得金額又は欠損金額(△)
第1期	自平成22年9月1日 至平成23年3月31日	4,000,000円
第2期	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	△5,000,000円
第3期	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	6,000,000円
第4期	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	△9,000,000円
第5期	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	5,000,000円
第6期	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	△8,000,000円
第7期	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	5,000,000円

平成29年論文式租税法

平成29年論文式租税法

問題 2 居住者である甲(35歳)の平成28年分の所得税確定申告について、以下の[資料1]～[資料7]に基づき、次の[問]1.と[問]2.に答えなさい。

[問]

1. 甲と同居し生計を一にしている甲の父である乙(63歳)の合計所得金額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

2. 甲の各種所得の金額、所得控除、各種所得税額及び税額控除(配当控除)を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

事業所得に係る取引は、正規の簿記の原則により記帳しており、この記帳に基づく貸借対照表及び損益計算書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出している。

答案用紙の記入に当たり、各種所得の金額の計算において損失が生じた場合には、金額の前に△表示を付け、損失額を記入すること。

[資料1]

甲の父である乙の平成28年中の収入金額等は次のとおりであり、収入金額は全て源泉所得税等控除前の金額である。なお、個人年金は、公的年金等に該当しないものであり、また、講演は偶然に依頼されて行ったもので、事業として行っているものではない。

収入の種類	収入金額	必要経費の額	備考
公的年金等	1,140,000円		
個人年金	1,300,000円	1,250,000円	必要経費の額は、乙が支払った当該個人年金に係る保険料の総額のうち収入金額に対応する部分として計算された金額である。
講演料	150,000円	280,000円	必要経費の額は、全額、講演の準備のために必要となった書籍代・調査費等である。

[参考資料]

公的年金等に係る雑所得の金額の速算表(65歳未満である個人用)

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
700,000円以下	0円
700,001円から1,299,999円まで	収入金額の合計額 × 100% - 700,000円
1,300,000円から4,099,999円まで	収入金額の合計額 × 75% - 375,000円
4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額の合計額 × 85% - 785,000円
7,700,000円以上	収入金額の合計額 × 95% - 1,555,000円

平成29年論文式租税法

[資料 2]

甲は、平成 28 年 7 月まで X 社の取締役であり、その役員報酬は手取額が月額 800,000 円となるように決定されていた。なお、平成 28 年 1 月分から 7 月分までの役員報酬から控除されていた社会保険料は毎月 100,000 円、個人住民税は毎月 52,000 円であった。

甲は、平成 28 年最初の役員報酬支給日の前日までに、甲の母である丙(62 歳)を控除対象扶養親族として、また、甲の妻である丁(33 歳)を控除対象配偶者として記載した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出し、X 社では、扶養親族等の数は 2 名として「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」により源泉徴収税額を計算している。

[参考資料]

給与所得の源泉徴収税額表(月額表) (抜粋)

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		甲				
		扶養親族等の数				
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
以上	未満	税額				
950,000 円	953,000 円	117,460 円	110,010 円	102,580 円	95,150 円	87,700 円
953,000 円	956,000 円	118,120 円	110,690 円	103,240 円	95,810 円	88,380 円
956,000 円	959,000 円	118,790 円	111,350 円	103,920 円	96,480 円	89,040 円
959,000 円	962,000 円	119,460 円	112,020 円	104,590 円	97,150 円	89,720 円

所得税法第 28 条第 3 項に定める給与所得控除額(平成 28 年分)

給与等の収入金額		給与所得控除額
超	以下	
—	1,800,000 円	省略
1,800,000 円	3,600,000 円	
3,600,000 円	6,600,000 円	
6,600,000 円	10,000,000 円	1,860,000 円 + (収入金額 - 6,600,000 円) × 10 %
10,000,000 円	12,000,000 円	2,200,000 円 + (収入金額 - 10,000,000 円) × 5 %
12,000,000 円	—	2,300,000 円

[資料 3]

甲は、平成 28 年 9 月より個人事業としてコンサルティング業を開始し、「個人事業の開業届出書」のほかに、平成 28 年分から青色申告書を提出することについて、「所得税の青色申告承認申請書」を提出期限内に所轄税務署へ提出した。なお、甲は、平成 28 年分の消費税について免税事業者である。

平成 29 年論文式租税法

平成29年論文式租税法

甲が集計した平成28年分の個人事業における損益は次のとおりである。

売上高	3,052,860円
諸経費	950,000円
差引	2,102,860円

売上高は、平成28年9月からの4か月分の顧問料の手取額であり、この4か月間の顧問料に対する源泉徴収税額は347,140円であった。なお、平成28年末において売掛金として計上すべき顧問料等はなかった。

諸経費は、パソコン、交通費、データベース使用料その他の経費であり、減価償却資産等の資産として計上すべきものはなく、全て、平成28年分の個人事業の必要経費として認められるものである。

また、甲は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を届出期限内に所轄税務署へ提出しており、その届出書には、甲の母である丙及び甲の妻である丁に対し、それぞれ毎月300,000円を支給するとして記載している。

しかし、実際には、丙は甲の事業には従事しなかったことから給与を支給しておらず、また、丁に対しては、平成28年9月分から4か月間、労務の対価として相当な金額である月額150,000円(源泉徴収税額控除前)の給与を支給した。なお、この青色事業専従者給与は、上記の諸経費の中には含まれていない。

[資料4]

甲は、非上場会社であるX社(発行済株式総数600株)の役員就任時にX社株式50株を3,000,000円で取得し、その後継続して保有していたが、平成28年7月に取締役を退任したことに伴い、甲が保有するX社株式の全てを15,000,000円でX社に対して直接譲渡した。なお、株式譲渡時におけるX社の1株当たりの資本金等の額は50,000円であった。

また、甲は、平成28年中に次の取引を行い、これらに対する源泉所得税等の源泉徴収は適切に行われている。

取引等の内容	収入金額 (注)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	備考
上場株式の売却	1,600,000円	800,000円	特定口座(源泉徴収あり)で保有していたものである。
上場株式の配当金の受領	30,000円	/	配当金は、証券会社の特定口座ではなく、甲の銀行預金口座に直接振り込まれている。
公募公社債投資信託受益証券の売却	1,250,000円	1,450,000円	平成27年以前に取得し、その後継続して保有しており、平成28年中に一般口座のまま売却をしたものである。

(注) 「収入金額」は、源泉所得税等の控除前の金額である。

[資料5]

甲は、生命保険契約を解約し、解約返戻金として8,150,000円を受領した。なお、この生命保険契約に関し、甲が今まで支払ってきた保険料の合計は6,150,000円であり、この解約返戻金は、源泉分離課税の対象となるものではない。

[資料6]

平成28年12月31日現在、甲は、父である乙(63歳)、母である丙(62歳)及び妻である丁(33歳)とともに同居し生計を一にしており、乙、丙及び丁には、[資料1]及び[資料3]に記載されているもの以外の所得はなかった。

[資料7]

甲は、平成28年中に発生した災害に対し、次のとおり、ふるさと納税及び義援金の支払を行った。このふるさと納税及び日本赤十字社に支払った特定の災害に対する義援金は、所得税法第78条第2項第1号に規定する国又は地方公共団体への寄附金に該当するものである。

なお、ふるさと納税に際し、甲の希望により返礼品は受け取っていない。

- ・ K市に対するふるさと納税：30,000円
- ・ 日本赤十字社に支払った特定の災害に対する義援金：20,000円

[参考資料]

課税総所得金額に対する税率表

課税される所得金額	税率
1,950,000円以下の金額	100分の5
1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額	100分の10
3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額	100分の20
6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額	100分の23
9,000,000円を超え18,000,000円以下の金額	100分の33
18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額	100分の40
40,000,000円を超える金額	100分の45

分離課税の譲渡所得に対する税率表

所得の種類	税率
上場株式等に係る譲渡所得	100分の15
一般株式等に係る譲渡所得	100分の15

問題 3

問 1 自動車用部品の製造及び販売業を営む J 株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)における納付すべき消費税額(国税, 以下同様)の計算について, 次の[資料]に基づき, 以下の[問] 1. ~ [問] 4. に答えなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本社を置く株式会社で, 設立以来消費税の課税事業者である。当課税期間に係る基準期間の課税売上高は 2,870,000,000 円であった。
- (2) 当社は, 消費税及び地方消費税の経理処理については税込方式を採用している。なお, 当課税期間の課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は, 本問では全て 8 % とする。
- (3) 当社の取引は, 特に問題文に記載があるものを除き, 国内において行われたものである。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については, その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が, 法令の記載要件を全て満たした上で, 適法に保存されている。また, 輸出取引等は, 輸出取引等であることにつき財務省令で定めているところにより証明されたものである。
- (5) 個別対応方式による仕入税額控除に当たっては, 本問又は法令等で特別の指示がある場合を除き, 課税仕入れ等の税額のうち, 製造部門及び営業部門の費用は課税資産の譲渡等にも必要とするもの, 管理部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して必要とするものとする。
- (6) 前課税期間(自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)に係る確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の基礎となる消費税額)は, 12,600,000 円である。

平成29年論文式租税法

2. 損益計算書についての事項

(1) 当社の当課税期間の損益計算書は、次のとおりである。

損益計算書		(単位：円)
(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)		
I 売上高	3,259,730,000	
II 売上原価		
期首製品・商品棚卸高	408,700,000	
当期製品製造原価	1,008,950,000	
当期商品仕入高	1,212,840,000	
期末製品・商品棚卸高	454,000,000	
売上原価	2,176,490,000	
売上総利益	1,083,240,000	
III 販売費及び一般管理費	492,104,000	
営業利益	591,136,000	
IV 営業外収益	4,270,000	
V 営業外費用	3,357,600	
経常利益	592,048,400	
VI 特別損失	12,966,000	
税引前当期純利益	579,082,400	

(2) 売上高は全て課税資産の譲渡であり、国内における売上高 2,524,230,000 円と輸出取引に該当する売上高 735,500,000 円の合計である。

(3) 当期商品仕入高 1,212,840,000 円は、全て国内における課税仕入れである。

(4) 販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりである。

科 目	金 額	補 足 情 報
教育訓練費	3,240,000 円	営業部門の従業員のための英会話のレッスン代で、免税事業者を支払われた 864,000 円が含まれている。その他の金額 2,376,000 円は、課税仕入れに該当し、全て管理部門に関するものである。
貸倒損失	2,700,000 円	当期に販売した商品代 2,700,000 円の貸倒損失(法人税法上損金に算入されるもの)の金額である。
その他	486,164,000 円	課税仕入れとなるもの 営業部門に係るもの 138,078,000 円 管理部門に係るもの 213,526,800 円 課税仕入れ以外のもの 134,559,200 円
計	492,104,000 円	

平成29年論文式租税法

平成29年論文式租税法

(5) 営業外収益の内訳は、次のとおりである。

科 目	金 額	補 足 情 報
受取利息	1,720,000 円	非居住者への貸付金に係る受取利息 500,000 円が含まれている。
受取配当金	500,000 円	
為替差益	1,500,000 円	
賃貸不動産収入	280,000 円	当期に売却した社宅に係る売却までの賃貸料である。
雑収入	270,000 円	全て課税売上げに該当する。
計	4,270,000 円	

(6) 営業外費用の内訳は、次のとおりである。

科 目	金 額	補 足 情 報
支払利息	2,986,800 円	
賃貸不動産原価	57,600 円	当期に売却した社宅に係る売却までの減価償却費及び租税公課の計 36,000 円並びにその他費用 21,600 円(全て課税仕入れ)の合計額である。
株式交付費	313,200 円	当期の増資に要した費用で、全て課税仕入れに該当する。
計	3,357,600 円	

(7) 特別損失の内訳は、次のとおりである。

科 目	金 額	補 足 情 報
貸倒損失	5,400,000 円	前期に売り上げた商品の代金 5,400,000 円を金銭準消費貸借契約により貸付金に振り替えていたものが最終的に回収不能となったものである。 なお、前期には貸倒引当金の対象としておらず、法人税法上当期の損金に算入されるものである。
固定資産売却損	7,566,000 円	次の[固定資産売却損の内訳]を参照のこと。
計	12,966,000 円	

[固定資産売却損の内訳]

固定資産売却損は、社宅として使用されてきたマンションを当期中に売却したために生じたものである。なお、譲渡費用のうち 1,566,000 円は、課税仕入れに該当し、土地部分と建物部分に合理的に区分できないものである。

種類	売却価額	帳簿価額	譲渡費用	売却損
土地	25,500,000 円	27,500,000 円	1,766,000 円	
建物	24,300,000 円	28,100,000 円		
合計	49,800,000 円	55,600,000 円	1,766,000 円	7,566,000 円

平成29年論文式租税法

3. 製造原価報告書についての事項

(1) 当社の当課税期間の製造原価報告書は、次のとおりである。

製造原価報告書

(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日) (単位：円)

I 材料費		
期首材料棚卸高	60,480,000	
当期材料仕入高	448,200,000	
期末材料棚卸高	62,640,000	
材料費	446,040,000	
II 労務費	241,100,000	
III 経費	327,840,000	
当期総製造費用	1,014,980,000	
期首仕掛品棚卸高	121,870,000	
期末仕掛品棚卸高	127,900,000	
当期製品製造原価	1,008,950,000	

(2) 当期材料仕入高 448,200,000 円は全て国内における課税仕入れであり、このうち 59,400,000 円は輸出製品の製造に使用されるものである。

(3) 労務費には、当社が外注先の G 社から出向者を受け入れ、G 社に支払った給与負担金 14,580,000 円が含まれている。また、労働派遣法により派遣を受けた者に対する派遣料 4,860,000 円が派遣会社に支払われている。

そのほかに、課税仕入れに該当する金額が 17,280,000 円、課税仕入れに該当しない金額が 204,380,000 円ある。

(4) 経費の内訳は次のとおりである。

科 目	金 額	補 足 情 報
減価償却費	42,390,000 円	当期に購入した機械(取得価額 3,240,000 円)の償却費 270,000 円と既存の設備等の償却費 42,120,000 円の合計額である。
その他	285,450,000 円	課税仕入れとなるもの 253,260,000 円 課税仕入れ以外のもの 32,190,000 円
計	327,840,000 円	

[問]

1. 当課税期間における課税売上割合を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

2. 当課税期間における課税仕入れ等に係る消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

3. 当課税期間における課税標準額(千円未満の端数切捨て)に対する消費税額を計算しなさい。

[問]

4. 当課税期間における納付すべき消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。なお、控除対象仕入税額の金額の計算は個別対応方式によるが、[問] 1. の計算結果にかかわらず、当課税期間の課税売上割合を 98.0 % として計算すること。

問 2 家庭用品販売業を営むK株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)における資産の用途転用に伴う消費税額の調整額について、次の[資料]に基づき、以下の[問] 1. と[問] 2. に答えなさい。

なお、調整前の控除対象仕入税額から消費税額の調整額を控除する場合は、金額の前に△表示を付け、調整額を記入すること。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は設立以来消費税の課税事業者で、課税仕入れ等の税額については、継続して個別対応方式により仕入税額控除を行っている。
- (2) 当社の個別対応方式による仕入税額控除に当たっては、課税仕入れ等の税額のうち、営業部門の費用は課税資産の譲渡等にも要するもの、管理部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの、財務部門及びディーリング部門の費用はその他の資産の譲渡等にも要するものとしている。
- (3) 「2. 資産の用途転用についての事項」に記されている資産は全て当課税期間中の平成 28 年 12 月に転用がなされている。

2. 資産の用途転用についての事項

(1) 平成26年中に取得した資産

固定資産の内容	取得年月日	取得価額(税込み)	転用の状況
マンションの建物部分	平成26年6月 (注)	22,680,000円	社宅として利用していたものを、他社に事務所用として賃貸した。
複写機	平成26年7月	594,000円	財務部門で使用していたものを、営業部門で使用することにした。

(注) 当該マンションに係る売買契約は、平成26年4月に行っている。

(2) 平成27年中に取得した資産

固定資産の内容	取得年月日	取得価額(税込み)	転用の状況
電子計算機(サーバー)	平成27年7月	2,430,000円	営業部門で使用していたものを、有価証券のディーリング部門で使用することにした。
自動車	平成27年8月	2,268,000円	管理部門で使用していた自動車(バン)を、営業部門で使用することにした。

[問]

1. 平成26年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額を計算しなさい。

[問]

2. 平成27年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額を計算しなさい。